

平成26年度税制改正の主要ポイント

本稿は、平成25年12月12日発表の平成26年度税制改正大綱をベースに、2月4日に閣議決定された「所得税法等の一部を改正する法律案」の法律案要綱等から一部情報を補足しています。したがって、今後法令の詳細が明らかになりました際に、記事内容と相違が出る可能性がありますことを予めご了承ください。

<平成26年度税制改正案主要項目>

項目	改正案内容
【個人所得課税】	
①給与所得控除の見直し (P. 4参照)	給与所得控除額の上限が、次のとおり漸次下げられます。 ①給与収入1,200万円：給与所得控除の上限額230万円 ②給与収入1,000万円：給与所得控除の上限額220万円
①平成28年分の所得税②平成29年分以後の所得税(個人住民税は①29年度分、②30年度分から)	
②NISAに係る利便性の向上 (P. 6参照)	NISA口座開設金融機関の変更が1年単位で認められ、NISA口座廃止後の翌年以後の再開設が認められます。 平成27年1月1日以後に提出する変更届出書等
③特定公社債の範囲の見直し (P. 8参照)	平成27年12月31日以前に発行された公社債の範囲から、同族会社が発行した社債が除外されます。等 平成28年1月1日以後に行う譲渡等
④個人事業者に係る事業再生税制の創設 (P. 16参照)	合理的な再生計画に基づき債務免除を受けるとき、一定の場合には減価償却資産及び繰延資産等の評価損の額に相当する金額を必要経費に算入することができる特例が創設されます。(事業所得等の金額を限度)等 平成26年4月1日以後に債務処理計画に基づき債務免除を受ける場合
⑤相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の見直し (P. 19参照)	相続財産である土地等を譲渡した場合に譲渡所得の金額計算上、取得費加算できる金額が、その譲渡した土地等に係る相続税相当額のみとされます。等 平成27年1月1日以後開始する相続又は遺贈により取得した資産の譲渡
⑥ゴルフ会員権等売却損の損益通算廃止 (P. 21参照)	譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない「生活に通常必要でない資産」の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で保有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)が加えられます。 平成26年4月1日以後に行う資産の譲渡等

【土地住宅税制】

①優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の拡充・延長 (P. 11参照)	適用対象が見直された上で、その適用期限が3年(平成28年12月31日まで)延長されます。
---	--

平成28年12月31日まで3年延長

1 個人所得課税

(1) 給与所得控除の見直し(大綱p21)

現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく浸食しており、実際の給与所得者の勤務関連支出に比べても、また、主要国の概算控除額と比べてみても過大であることから、中長期的には主要国並みの控除水準とするために、給与等収入が1,000万円を超える場合の給与所得控除の上限が段階的に引き下げられます。

改正内容

① 給与所得控除の上限の引下げ(所法第28条関係)

平成24年度税制改正にて見直された給与所得控除額の上限(現行:給与収入金額1,500万円超で245万円が上限)について、今改正により次のとおり漸次引き下げられることとなります。

	現行	平成28年分の 所得税 ^{※1}	平成29年分以後の 所得税 ^{※2}
上限額が適用される 給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

※1は平成29年度分、※2は平成30年度分からの個人住民税について適用

<給与所得控除の見直しのイメージ>

(参考:税制調査会会議資料)

